

平成 25 年 6 月 吉日

会 員 各 位

金 沢 商 工 会 議 所

老舗顕彰制度のご案内

～創業百年以上の歴史ある老舗企業を顕彰～

当所では、創業百年以上の歴史を持つ「企業」を顕彰する『老舗顕彰』を平成2年度(1990年度)から実施しております。

この制度は、金沢市内の創業百年以上の企業の業績を讃え、顕彰することを目的に創設されたもので、毎年、広く応募を募り、厳正な審査を経て会員大会にて顕彰しております。

本年も、裏面の通り対象企業を募集致します。詳細につきましては、下記の問い合わせ先までご連絡頂きますようお願い申し上げます。

【応募締切】

平成25年8月30日(金)

※詳しくは裏面をご覧ください。

【お問い合わせ先】

金沢商工会議所 地域振興課「老舗顕彰」係
〒920-8639 金沢市尾山町9-13
TEL : 263-1155
FAX : 261-6500
e-mail : kikaku@kanazawa-cci.or.jp

○ 顕彰対象企業について

一、当所の会員であること。

一、金沢市内にて創業、または支店・工場等を開設し、平成25年3月末現在、満百年以上事業を営んでいること。

◎大正2年（1913年）3月末以前に創業した企業が対象です。

一、創業百年以上を確認できる資料があること。

（帳簿類、社訓、家訓、家系図、社史等客観的に資料と判断できる文献等）

※1. 以下に該当する企業は事業を継続しているものとみなします。

- ・戦争、天災地変など止むを得ない事情で事業を一時中断していた場合
- ・合併もしくは業種・取扱商品等の変更があっても、事実上同一事業体が存続している場合

※2. 以下に該当する企業は対象外となります。

- ・既に老舗顕彰を受けた企業
- ・倒産以後新たに再建した企業
- ・合併等により、他の事業体に吸収された企業
- ・現在、同業者間で係争関係にある企業
- ・その他、当顕彰制度の趣旨に相応しくない事由がある企業

○ 申請について

① 金沢商工会議所 地域振興課「老舗顕彰」係（TEL 263-1155）

まで、お問い合わせください。 申請書の記入、顕彰までの流れ等をご説明させていただきます。

② 当所所定の申請書に必要事項を記入頂き、関係資料を添付の上、8

月30日（金）までにお申し込みして頂きます。